



令和 2 年 3 月 27 日

報道関係者各位

## 不正請求を確認した地域生活支援事業者の登録の取消しについて

本日、習志野市は不正請求の事実を確認した地域生活支援事業者(以下「事業者」といいます。)に対し、習志野市地域生活支援事業者の登録に関する規則(平成 18 年規則第 59 号。以下「規則」といいます。)に基づき、次のとおりの行政処分を決定しましたのでお知らせします。

### 1 処分対象の事業者

- (1) 事業者の名称 株式会社ハッピーケア習志野
- (2) 事業者の代表者 代表取締役 中村 榮治
- (3) 事業所の名称 ハッピーケア習志野
- (4) 事業所の所在地 千葉県習志野市鷺沼台 3 丁目 13 番 5 号

### 2 処分内容

- (1) 処分  
地域生活支援事業者(移動支援事業)の登録の取消し(規則第 8 条第 3 項)
- (2) 取消年月日  
令和 2 年 4 月 1 日

### 3 処分理由

- (1)平成 28 年 9 月 10 日から平成 31 年 4 月 10 日までの間、複数回にわたり、実際の移動支援事業の提供とは異なる請求をし、不正に地域生活支援給付費を受領した。
- (2)不正の手段として、複数の利用者において、移動支援事業を提供していないにもかかわらず、同事業を提供したとする虚偽の移動支援サービス提供実績記録票等を作成し、これを市に提出した。

### 4 返還請求予定額(不正な受領が確認できた額)

地域生活支援給付費 3,231,997 円

問合せ先

健康福祉部 障がい福祉課

担当:矢島 明彦(課長)

電話 047-453-9206